

諮問番号：令和2年度諮問第33号
答申番号：令和2年度答申第39号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、今回の更新前に精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付を受けた時とは病名が異なるため、障害等級を更新前と同じ3級と決定した原処分（手帳の障害等級の変更は承認せず、手帳の更新を承認する処分）は違法又は不当であると主張していると解される。

2 処分庁の主張の要旨

請求人が手帳の障害等級の変更のために提出した精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）について疑義があるため、これを作成した医師に照会を行ったところ、新たな指定医等診断書（以下「本件診断書」という。）が提出されている。

請求人の主たる精神障害である解離性障害は、本件診断書からは、不安感、抑うつ感等の持続・反復性は認められるものの、希死念慮や自殺企画等の重度な症状は認められないことから、その症状は著しくないと考えられ、この障害による精神疾患（機能障害）の状態は、おおむね3級程度であると考えられる。また、請求人の従たる精神障害であるアルコール依存症は、本件診断書からは、フラッシュバック、パーソナリティ障害等の症状が確認できないことから、障害等級の判定には考慮されないものとする。

以上から、解離性障害にアルコール依存症が併存した請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、おおむね3級相当と判断する。

また、本件診断書によれば、「日常生活能力の判定」による能力障害の程度は非該当又は3級相当となり、「日常生活能力の程度」の評価（3級相当）とおおむね一致する。また、「単身生活には様々な援助が必要な状態である。」との記載はあるが、具体的な能力障害の程度は読み取れない。

以上から、請求人の能力障害（活動制限）の状態については、3級相当と判断する。

さらに、精神保健福祉サービス等を利用することなく、在宅において単身生活を維持していることから、前記判断は妥当であるものと考えられる。

以上の点を含め、本件診断書の記載内容から、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判断した結果、請求人の手

帳の障害等級を3級とした判断は適当であり、違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）の審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 本件診断書によると、請求人の主たる精神障害は「解離性障害」と、従たる精神障害は「アルコール依存症」とされ、「抑うつ状態」として「憂うつ気分」の症状が、「不安及び不穏」として「恐怖感」の症状が、「精神作用物質の乱用及び依存等」として「アルコール」の「乱用」及び「依存」の症状があり、「解離症状、飲酒、抑うつ気分などが続いている。」とされているものの、重度な症状は認められないことから、その症状は著しいとみなされる程度ではないものと考えられ、中毒精神病に現れる残遺及び遅発性精神病性障害は確認できない。また、「日常生活能力の判定」の全ての項目で「適切にできる」又は「自発的に（おおむね）できるが援助が必要」とされており、「日常生活能力の程度」は「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」とされている。

北海道立精神保健福祉センター所長は、以上の本件診断書の記載内容から、請求人の「精神疾患（機能障害）の状態」は「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）の表において3級とされる状態に該当すると判定している。また、請求人の「能力障害（活動制限）の状態」も、判定基準の表において3級とされる各項目のうち、幾つかに該当するものと判定している。

よって、センターにおいては、認定の基準に照らし、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、請求人の障害等級を3級相当として判定したことが認められる。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和3年1月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うことと

され、手帳の障害等級の変更にあっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項において、障害の状態が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、前記第3の2の判定基準によると、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われることとされている。なお、当該判定基準において、解離性障害に係る精神疾患（機能障害）の状態については、「統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」、「気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」等に準ずるものは障害等級2級に、「統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」、「気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」等に準ずるものは障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。また、アルコール依存症に係る精神疾患（機能障害）の状態については、「認知症その他の精神神経症状があるもの（著しい認知症に加え、フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害等があるもの）」は障害等級2級に、「認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの（フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害等があるもの）」は障害等級3級に、それぞれ該当する場合があるとされている。他方、能力障害（活動制限）の状態については、「調和のとれた適切な食事摂取」、「洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持」等の8項目のうちの幾つかについて、「援助なしにはできない」に該当するものは障害等級2級に、「自発的に行うことが（おおむね）できるがなお援助を必要とする」等に該当するものは障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。

そこで本件診断書をみると、請求人の主たる精神障害は「解離性障害」と、従たる精神障害は「アルコール依存症」とされている。

他方、解離性障害に係る精神疾患（機能障害）の状態については、抑うつ状態として「憂うつ気分」の症状が、不安及び不穏として「恐怖感」の症状が認められるが、その具体的な程度、症状、検査所見等は、現在も解離症状、抑うつ気分などが続いているとされているにすぎない。また、アルコール依存症に係る精神疾患（機能障害）の状態については、精神作用物質の乱用及び依存等として「アルコール」の「乱用」及び「依存」の症状が認められるものの、フラッシュバック、パーソナリティ障害、気分障害、認知症等の中毒精神病に現

れる残遺及び遅発性精神病性障害は確認できない。

また、能力障害（活動制限）の状態は、「日常生活能力の判定」の全ての項目で「適切にできる」（障害等級非該当）又は「自発的に（おおむね）できるが援助が必要」（障害等級3級相当）とされており、「日常生活能力の程度」は「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」（障害等級3級相当）とされている。

さらに、請求人が精神保健福祉サービス等を利用することなく、在宅において単身で生活を維持していることも認められる。

以上からすると、請求人の精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態は判定基準に示される障害等級2級の状態に該当せず、請求人の精神障害の状態は同項において障害等級2級とされる「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めることはできないとして、請求人の手帳の障害等級を3級としたセンターの判定とこれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

よって、原処分に違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきものであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子